

社会福祉法人の評議員会議事録文例 目次

No.1

評議員会決議事項				No.1			
色付き:定時							
内 容		根拠(社会福祉法・定款例)		議決数		文例番号	文例集ページ番号
				議決に加わることができる評議員の過半数出席による過半数決議	議決に加わることができる評議員の2/3以上決議		
法人運営に関わる事項	定款の変更	第45条36第1項・第2項・第4項	【法】定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。 ①基本財産の追加 ②目的の一部追加 ③目的の一部削除 ④会計監査人の設置		○ (法45条の9 第7項第3号)	1	1
	法人の解散 定款の一部変更	第45条の36第1項 第46条第1項第1号	【法】社会福祉法人は次の事由によって解散する。一 評議員会の決議		○ (法45条の9 第7項第4号)	2-1	4
	法人の解散による清算人の選任	第46条の6第1項第3号	次に掲げる者は、清算法人の清算人となる。 ①理事 ②定款で定める者 ③評議員会の決議によって選任された者	○		2-2	6
	吸収合併契約の承認 (消滅法人)	第52条	【法】吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。		○ (法45条の9 第7項第5号)	3-1	7
	吸収合併契約の承認 (存続法人)	第54条の2第1項	【法】吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。		○ (法45条の9 第7項第5号)	3-2	8
	新設合併(消滅法人)の承認	第54条の8	【法】新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。		○ (法45条の9 第7項第5号)	4	9
役員 の選任・解任等に関する事項	役員(理事・監事)の選任	第43条第1項	【法】役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。	○		5-1	10
	会計監査人の選任	第43条第1項 (第37条) 一般法73条	【法】役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。就任2年目以降は監事が再任しないことに関する議案を提案しない限り評議員会決議は不要	○		5-2	12
	会計監査人の選任	第43条第1項 (第36条第2項) 一般法73条	【法】役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。就任2年目以降は監事が再任しないことに関する議案を提案しない限り評議員会決議は不要	○		5-3	13
	役員(監事に限る)の解任	第45条の4 第1項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。 ※(評議員会の運営)第45条の9第7項 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて行わなければならない。 一 第45条の4第1項の評議員会(監事を解任する場合に限る。)		○ (法45条の9 第7項の1)	6	14
	役員(監事以外)の解任	第45条の4 第1項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。	○		7	15
	会計監査人の解任(※会計監査人設置法人のみ)	第45条の4 第2項	【法】会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。	○		8	16
	理事、監事の報酬の承認	第45条の16第4項 一般法第89条 第45条の18第3項 一般法第105条	【一般】第89条理事の報酬等(報酬、賞与其他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)は、定款にその額を定めていないときは、社員総会(評議員会)の決議によって定める。	○		9-1 9-2	17
	監事の報酬	第45条の18第3項 一般法人法第105条	【一般】第105条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会(評議員会)の決議によって定める。	○		10	19
財務に関する事項	事業計画書および収支予算書の承認あるいは決議 (※定款例にある例2の場合は決議)	定款例第31条	【定款例】(事業計画及び収支予算) 第31条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、<例1: 理事会の承認、例2: 理事会の決議を経て、評議員会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。	○		11	20
	事業報告・決算書類・財産目録の承認	第45条の30 第2項 定款例第32条2項	【法】理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。 【定款例】(事業報告及び決算) 第32条第2項 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。	○		12	21
	基本財産の処分	定款例第29条	【定款例】(基本財産の処分) 第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。	○		13	22
	残余財産の帰属	定款例第37条	【定款例】(残余財産の帰属) 第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。	○		14	23
その他	社会福祉充実計画の承認	第55条の2 第7項	【法】社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。	○		15-1 15-2 15-3	24

番号:評議員会 No.1

内容:定款の変更

根拠条文等:第45条の36第1項・第2項・第4項・規則第4条

議決数:過半数又は三分の二以上又はその他

具体的文例

議長は最初に、本評議員会の経過の要領及び結果を明確にするため、〇〇〇〇、〇〇〇〇両氏を本評議員会の議事録署名人に選任することを議場に諮ったところ、満場一致をもって両氏が選任され、両氏はいずれも即時承諾した。

第〇号議案 定款変更承認の件（１）

事務局より、〇〇こども園の開設に伴い、下記の建物を定款第〇〇条第１項の基本財産に追加することを理事会（令和〇〇年〇〇月〇〇日付）において決議したことにより定款を変更する必要がある旨、及び所轄庁である〇〇県に対し定款変更の届出申請を提出したき旨の発言があり、定款の新旧対照表（別紙）が配布された。

〇〇議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はありませんか。

〇〇評議員

－中略－

〇〇議長 その他にご意見、ご質問等はありませんか。ないようでしたら、お諮りしたいと存じます。第〇号議案について、承認の方は挙手をお願いします。

〇〇議長 賛成多数により、第〇号議案は、原案どおり可決承認されました。

所在地 〇〇市〇〇町〇番地

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根３階建て

床面積 延床面積〇〇㎡（１階〇〇㎡ ２階〇〇㎡ ３階〇〇㎡）

取得価額 〇〇億円

第〇号議案 定款変更承認の件（２）

事務局より、〇〇保育園を令和〇年〇月〇日より、幼保連携型認定こども園に移行することを理事会（令和〇年〇月〇日付）において決議したことにより定款第１条（目的）を追加変更する必要がある旨、及び所轄庁である〇〇県に対し定款変更の認可申請を提出したき旨の発言があり、定款の新旧対照表（別紙）が配布された。

〇〇議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

〇〇評議員

－中略－

〇〇議長 その他にご意見、ご質問等はございませんか。ないようでしたら、お諮りしたいと存じます。第〇号議案について、承認の方は挙手をお願いします。

〇〇議長 賛成多数により、第〇号議案は、原案どおり可決承認されました。

第〇号議案 定款変更承認の件（３）

事務局より、デイサービスセンター〇〇事業所を令和〇年〇月〇日より廃止することを理事会（令和〇年〇月〇日付）において決議したことにより定款第１条（目的）の「老人デイサービスセンターの経営」を削除する必要がある旨、及び所轄庁である〇〇県に対し定款変更の認可申請を提出したき旨の発言があり、定款の新旧対照表（別紙）が配布された。

〇〇議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

〇〇評議員

－中略－

〇〇議長 その他にご意見、ご質問等はございませんか。ないようでしたら、お諮りしたいと存じます。第〇号議案について、承認の方は挙手をお願いします。

〇〇議長 賛成多数により、第〇号議案は、原案どおり可決承認されました。

第〇号議案 定款変更承認の件（４－①）

事務局より、当法人の令和〇年度の法人単位の事業活動計算書（第２号第１様式）のサービス活動収益計の金額が３０億円を超えることとなったため、令和〇年度から特定社会福祉法人（社会福祉法第３７条）に該当することになるため、定款第〇条に会計監査人設置の条項を追加する必要がある旨、及び所轄庁である〇〇県に対し定款変更の認可申請を提出したき旨の発言があり、定款の新旧対照表（別紙）が配布された。

〇〇議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

〇〇評議員

－中略－

〇〇議長 その他にご意見、ご質問等はございませんか。ないようでしたら、お諮りしたいと存じます。第〇号議案について、承認の方は挙手をお願いします。

〇〇議長 賛成多数により、第〇号議案は、原案どおり可決承認されました。

第〇号議案 定款変更承認の件（４－②）

事務局より、当法人の令和〇年度の法人単位の事業活動計算書（第２号第１様式）のサービス活動収益計の金額は２６億円ではあるが、財務規律の向上を諮ることを目的として令和〇年度から会計監査人を任意に設置（社会福祉法第３６条第２項）するため、定款第〇条に会計監査人設置の条項を追加する必要がある旨、及び所轄庁である〇〇県に対し定款変更の認可申請を提出したき旨の発言があり、定款の新旧対照表（別紙）が配布された。

〇〇議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

〇〇評議員

－中略－

〇〇議長 その他にご意見、ご質問等はございませんか。ないようでしたら、お諮りしたいと存じます。第〇号議案について、承認の方は挙手をお願いします。

〇〇議長 賛成多数により、第〇号議案は、原案どおり可決承認されました。

理事会決議事項				No.2			
決算・予算							
内 容		根拠(社会福祉法・定款例)		議決数		番号	文例集ページ番号
				過半数	三分の二		
法人運営に関わる事項	法人の業務執行の決定	第45条の13第2項第1号 定款例第24条	【法】社会福祉法人の業務執行（理事長専決事項以外のもの：定款例参照）の決定	○		1	1
	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	第45条の9第10項 一般法第181条	【一般】第181条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。 1 評議員会の日時及び場所 2 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 3 前2号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項	○		2	3
	評議員会の招集	定款例第12条	【定款例】（招集）第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。	○		3	4
	理事会の招集権者とする	第45条の14 第1項	【法】理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めるときは、その理事が招集する。	○		4	5
	定款施行細則の決定	定款例第40条	【定款例】（施行細則）第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。	○		5	6
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	第45条の13第4項第4号止	【法】従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	○		6	7
	内部管理体制の整備	第45条の13第4項第5号	【法】理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備	○		7	8
	競業及び利益相反取引の制限	第45条の16第4項 一般法第84条	【一般】第84条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会(理事会)において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。	○		8	9
	臨機の措置	定款例第35条	【定款例】（臨機の措置）第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。		○ (理事総数の三分の二)	9	10
役員等に関する選任・解任	理事長および業務執行理事の選定・解職	第45条の13第2項第3号 定款例第24条	【法】理事長及び業務執行理事の選定及び解職	○		10-1 10-2	11
	評議員選任解任委員会委員の選任	第39条 定款例第6条		○		11-1 11-2 11-3	13
	重要な役割を担う職員の選任および解任	第45条の13第4項第3号	【法】重要な役割を担う職員の選任及び解任	○		12	16
財務・計画・報告に関する事項	重要な財産の処分および譲受け	第45条の13第4項第1号	【法】重要な財産の処分及び譲受け	○		13	17
	多額の借財	第45条の13第4項第2号	【法】多額の借財	○		14	18
	事業計画書および収支予算書の承認あるいは決議 (※定款例にある例1では承認、例2では決議)	定款例第31条	【定款例】（事業計画及び収支予算）第31条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、＜例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、評議員会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。	○		15	19
	事業報告および計算書類の承認	第45条の28第3項 定款例第32条	【法】 3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。 【定款例】（事業報告及び決算）第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告(2) 事業報告の附属明細書(3) 貸借対照表(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書(6) 財産目録	○		16	20
	基本財産の処分	定款例第29条	【定款例】（基本財産の処分）第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。	○		17	21
	資産の管理	定款例第30条	【定款例】（資産の管理）第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。			18	22
	会計処理の基準	定款例第34条	【定款例】（会計処理の基準）第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。	○		19	23
その他	社会福祉法第45条の20第4項に規定する責任の免除	第45条の20準用 一般法第114条	【一般】第114条 第112条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人は、第111条第1項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事の過半数の同意によって免除することができる旨を定款で定めることができる。	○		20	24
	公益事業の運営に関する事項	定款例	【定款例】第〇章 公益を目的とする事業（種別） 第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。（1）〇〇の事業（2）〇〇の事業 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。		○ (理事総数の三分の二)	21	25
	収益事業の運営に関する事項	定款例	【定款例】第〇章 収益を目的とする事業（種別） 第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。（1）〇〇業（2）〇〇業 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。		○ (理事総数の三分の二)	22	26

番号:理事会 No.1

内容:法人の業務執行の決定(理事長専決事項以外のもの)

根拠条文等:第45条の13第2項第1号、定款例第24条

議決数(過半数)又は三分の二以上又はその他

具体的文例

第〇号議案 社会福祉法人〇〇会就業規則の変更の承認について

新型コロナウイルスの影響に対応するため、「社会福祉法人〇〇会就業規則」の変更について、別紙「社会福祉法人〇〇会就業規則変更案」に基づき、〇〇理事長から詳細な説明があった。

〇〇議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はありませんか。

〇〇理事

－中略－

〇〇議長 その他にご意見、ご質問等はありませんか。ないようでしたら、お諮りしたいと存じます。第〇号議案について、承認の方は挙手をお願いします。

〇〇議長 賛成多数により、第〇号議案は、原案どおり可決承認されました。

【参考】 定款例第24条より

(1)「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。
 なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、
 その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出
⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関する事
⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関する事
⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

評議員会議事録・理事会議事録作成上の留意事項 目次

	番号	内容	ページ
評議員会		評議員会議事録参考例・議案資料	1～8
	1	「評議員会の招集」について	9
	2	「評議員会の開催」について	12
	3	「評議員総数と途中出席者または退席者」について	13
	4	「理事・監事の出席」について	14
	5	「欠席者」について①(評議員会)	14
	6	「議長」について①(評議員会)	15
	7	「議事録の作成及び議事録作成者」について①(評議員会)	16
	8	「特別の利害関係」について①(評議員会)	19
	9	「議題と議案」について①(評議員会)	21
	10	「事業報告」について	22
	11	「決算の承認」について①(評議員会)	22
	12	「監事の監査報告」について①(評議員会)	24
	13	「議長の議決権」について①(評議員会)	25
	14	「評議員会の決議事項及び決議に必要な定足数、賛成数」について	26
	15	「役員(理事及び監事)の選任」について	28
	16	「役員の適格性」について	36
	17	「役員等の報酬」について	50
	18	「定款の変更手続と目的の記載例」について	58
	19	「定款の目的の変更登記と議事録の記載」について	61
	20	「定款変更の特別決議」について	62
	21	「所轄庁の認可等」について	62
	22	「議事録の署名」「議事録署名人」について①(評議員会)	63
	23	「押印」について	64
理事会		理事会議事録参考例・議案資料	1～9
	24	「理事会の招集」について	10
	25	「理事会の開催」について	11
	26	「理事総数と途中出席者または退席者」について	12
	27	「職員等出席者」について	13
	28	「欠席者」について②(理事会)	13
	29	「議長」について②(理事会)	15
	30	「議事録の作成及び議事録作成者」について②(理事会)	16
	31	「特別の利害関係」について②(理事会)	17
	32	「議題と議案」について②(理事会)	19
	33	「決算の承認」について②(理事会)	19
	34	「監事の監査報告」について②(理事会)	20
	35	「議長の議決権」について②(理事会)	20
	36	「理事会の決議事項及び決議に必要な定足数、賛成数」について	21
	37	「次期役員(理事及び監事)候補者の選定」について	23
	38	「定時評議員会の招集」について	27
	39	「職務執行状況の報告」について	29
	40	「議事録の署名」「議事録署名人」について②(理事会)	30

評議員会議事録作成上の留意事項

【評議員会議事録参考例】

社会福祉法人〇〇会第〇回定時評議員会議事録

1. 招集年月日 令和〇年〇月〇日 (留1)
2. 開催日時 令和〇年〇月〇日(〇曜日) 午前〇時〇分から午前〇時〇分まで(留2)
3. 開催場所 社会福祉法人〇〇会法人本部 会議室
4. 出席者 (評議員総数 7名) (留3)

評議員	6名	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
		〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
理事出席者 (留4)	4名	理事長 〇〇〇〇 常務理事 〇〇〇〇
		理事 〇〇〇〇 理事 〇〇〇〇
監事出席者 (留4)	1名	監事 〇〇〇〇
職員等出席者	3名	事務局長 〇〇〇〇
		特別養護老人ホーム〇〇施設長 〇〇〇〇
		〇〇保育園園長 〇〇〇〇
5. 欠席者 評議員 1名 〇〇〇〇 (留5)
6. 議長 評議員 〇〇〇〇 (留6)
7. 議事録の作成に係る職務を行った者 理事長 〇〇〇〇 (留7)
8. 決議に特別の利害関係を有する評議員
該当者なし(留8)
9. 議題 (留9)
 - (1)報告事項
令和〇年度事業報告について

(2)決議事項

第1号議案 令和○年度計算書類・財産目録の承認の件

第2号議案 理事6名及び監事2名の選任の件

第3号議案 役員の報酬額決定及び役員等報酬規程改正の件

第4号議案 定款変更の承認の件

10. 評議員会の議事の経過の要領およびその結果

定刻、評議員総数7名のところ、6名の出席により、本日の評議員会が定款に定める定足数を満たし、評議員会が有効に成立していることを確認後、○○事務局長が開会を告げた。○○理事長の挨拶の後、出席評議員の互選により議長の選出を行い、○○○○評議員が議長に選出された。議長は、出席評議員の了承により議事録署名人として○○○○評議員及び○○○○評議員を指名した。

また、事務局より、評議員会の招集通知において、決議事項に特別の利害関係を有する評議員が存するかを確認した結果、本日の議案について該当する評議員はいない旨が報告された。

理事長挨拶 ○○○○○○

(1) 報告事項 令和○年度事業報告について（留10）

○○常務理事から、令和○年度事業報告書に基づき説明が行われた。

○○議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

○○評議員 ……………

○○議長 その他にご意見、ご質問等はございませんか。ないようでしたら、お諮りしたいと存じます。本件について、報告事項として了承の方は挙手をお願いします。

○○議長 賛成多数により、本件は了承されたものと認めます。報告事項は以上です。続いて、決議事項の審議に移ります。まず第1号議案につきまして、説明をお願いします。

(2) 決議事項第1号議案 令和○年度計算書類・財産目録の承認の件（留11）

○○常務理事から、令和○年度決算報告書に基づき令和○年度計算書類及び財産目録について説明があった。また、○○監事から、監査報告に当たり、監事全員の意見が一致していることの説明があった上で、監査報告書に基づき、監事監査の結果について報告があった。

（留12）

〇〇議長　それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

〇〇評議員　……………

〇〇常務理事　……………

〇〇監事　……………

〇〇議長　その他にご意見、ご質問等はございませんか。ないようでしたら、お諮りしたいと思います。第1号の議案について、承認の方は挙手をお願いします。

〇〇議長　賛成多数により、第1号議案は原案どおり可決承認されました。（留13）
（留14）

第2号議案　理事6名及び監事2名の選任の件（留15）（留16）

〇〇理事長から、本定時評議員会の終結をもって理事及び監事全員が任期満了になること、理事会が提案する理事及び監事候補者の名簿を本評議員会に提出したこと及び各候補者の略歴等について、議案資料「次期役員候補者名簿」により説明があった。さらに、監事の選任に関する議案については現監事の過半数の同意が必要とされている旨及び全監事より、議案資料の監事候補者に同意する旨の書面を受け取っている旨の説明があった。

〇〇議長　それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

〇〇評議員　……………

〇〇理事長　……………

〇〇議長　その他にご意見、ご質問等はございませんか。

ないようでしたら、お諮りしたいと思います。役員の選任につきましては、定款に基づき、候補者ごとに決議することとなっておりますので、お一人ずつ賛否をお諮りいたします。

候補者ごとに決議を行った結果、各候補者とも出席評議員全員の挙手賛成により、以下の者が選任された。

理事　6名　〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇

監事　2名　〇〇〇〇　〇〇〇〇

<（または全員一致でない場合）>

「候補者ごとに決議を行った結果、理事〇〇〇〇、理事〇〇〇〇、理事〇〇〇〇、理事〇〇〇〇、監事〇〇〇〇は出席評議員全員の挙手賛成、理事〇〇〇〇は出席評議員のうち5名の、理事〇〇〇〇は出席評議員のうち4名の、監事〇〇〇〇は出席評議員のうち5名の挙手賛成により選任された。」

第3号議案 役員の報酬額決定及び役員等報酬規程の改正件（留17）

〇〇理事長から、「理事及び監事の報酬総額(案)」により、役員の報酬額について、理事について各年度〇〇万円以内、監事について各年度〇〇万円以内とする案が説明され、また、具体的な支給基準とその算定根拠について、「役員等報酬規程改正(案)」により説明があった。

〇〇議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

〇〇評議員 ……………

〇〇理事長 ……………

〇〇議長 その他にご意見、ご質問等はございませんか。ないようでしたら、お諮りしたいと思います。第3号の議案について、承認の方は挙手をお願いします。

〇〇議長 賛成多数により、第3号議案は原案どおり可決承認されました。

第4号議案 定款変更の承認の件（留18）

〇〇常務理事より、令和〇年〇月〇日の第〇回理事会において決定した新規事業の「小規模多機能型居宅介護事業の経営」を、定款第1条(2)第二種社会福祉事業に追加する旨の定款変更について説明があった。（留19）

変更後の定款

（目的）

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1)第1種社会福祉事業

(イ)障害児入所施設の経営

(ロ)特別養護老人ホームの経営

(ハ)障害者支援施設の経営

(2)第2種社会福祉事業

(イ)老人デイサービス事業の経営

(ロ)老人介護支援センターの経営

(ハ)保育所の経営

(ニ)障害福祉サービス事業の経営

(ホ)相談支援事業の経営

- (へ) 移動支援事業の経営
- (ト) 地域活動支援センターの経営
- (チ) 福祉ホームの経営
- (リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

〇〇議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

〇〇評議員 ……………

〇〇理事長 ……………

〇〇議長 その他にご意見、ご質問等はございませんか。ないようでしたら、お諮りしたいと思います。第4号の議案について、承認の方は挙手をお願いします。

(留20)(留21)

〇〇議長 賛成多数により、第4号議案は原案どおり可決承認されました。

〇〇議長 本日の議題はすべて終了しました。これをもちまして、本日の評議員会を閉会させていただきますと存じます。本日はありがとうございました。

ここに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および議事録署名評議員は次のとおり記名押印する。

令和〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇会 定時評議員会 (留22)

(留23) 評議員(議長) 〇〇〇〇 ⑥

評議員 〇〇〇〇 ⑥

評議員 〇〇〇〇 ⑥

議事録作成者 理事長 〇〇〇〇 ⑥